

・警察権の終了などを実施されたいと思う。この旨本国政府に勧奨ありたい、と申し入れられた。

1951年10月7日総理のシーボルト大使宛書簡は付録1に、1951年10月13日付井口次官宛スピックス書記官書簡は付録2に収めてある。

II 平和条約および安全保障条約の 国会審議に関連する日米間の往 復

第 1 平和条約の解釈に関する合衆国 側との往復

サンフランシスコ会議後における平和条約に対する関係者の関心事は、勿論、条約の国会審議であつた。しかし国会関係事項はこの調書の範囲外においてあるので、国会審議ないし批准・批准書寄託・発効に関する経緯はいつさい記述しないことにする。ただ、ここでは、交渉末期に条約の解釈について彼我の間に見解の調整を行つた－VI巻参照－ように条約の国会審議に備えて作業をすすめる過程においても彼我の間に意見の調整が行われたのでそれらについて説明する。

1. 9月28日付わが方の照会－平和条約第16条及び第17条(b)関係

わが方のノートは28日午後藤崎から外交局フィン書記官に手交された。照会の内容は：

(1) 第16条

「連合国のいずれかと戦争していた国」とはどの国か。シャム、イタリアが含まれるか。

この項の質問はその後、10月2日付ノートで

「シャムとイタリアは第16条に規定される国にはいるか。然りとすれば、両国は“連合国のいずれかと戦争していた国”であると認むべきであるか」という文言に取りかえられた(註)。

(2) 第17条(b)

民事々件だけに關するの否。刑事々件も含まれるの否。

(註) 10月2日付ノートをフィン書記官に届けた際、フィン書記官は藤崎に対し(イ)造船法改正問題について質問し、また、行政協定問題に

について藤崎から「最近司令部のESSで駐屯軍のための土地建物の接収に関し日本側でいかなる立法措置を必要とするかについて外務・大蔵省の者に意見を求めているが、これは司令部が行政協定問題を正式に日本政府と取りあげたと考えていいのか」と尋ねたのに対し書記官は「そうではないと思う。協定案の内容につき米国側内部で意見の一致をみてから日本側と話し合いをはじめることとなると思う。日本側の立法は協定ができあがってから問題だろう」と答えた。

さらに、米国上院の条約承認の時期について藤崎の問いに対し「早くて来年(1952)早々だろう。先日日本側の批准の見通しをきいてきたが、それはワシントンで諸外国からそういう情報を求められた場合の用意のためだろう」とのべた。詳細は付録に収めてある会談メモを参照ありたい。

2. 10月10日付わが方の照会－平和条約第2条・第4条・第9条・第14条・第16条関係。

10月10日付のわが方のノートは12日午前外交局のフィン書記官にとどけられた。紹介の内容は：

(1) 第2条(b)と(c)

ここに定められた主権の放棄は中国とソヴィエト連邦に関するかぎり両国が日本と二国間平和条約を結ぶまではなんら効果を有せず、従って(b)・(c)項の対象たる地域は日本の主権のもとにあると解してよい。

(2) 第4条(b)

第2条(d)－旧委任統治地域－および第3条－南西諸島－に在った日本国および日本国民の財産の処置について情報が欲しい。

(3) 第4条(c)

第3条所定の諸島－南西諸島は「この条約にしたがつて日本国の支配から除かれる領域」の中に含まれないと解してよい。

(4) 第9条

マッカーサー・ラインはソヴィエト連邦と中国に関しては平和条約発効後も在続するか。

(5) 第14条(a)2

総司令部と日本政府の共同調査報告に掲げられている在連合国日本国財産の数字を発表することに異議を有せられているか。

(6) 第14条(b)

日本金塊は合衆国政府により押収され管理されている。極東委員会の決議によつて合衆国政府は、占領費に対し請求権－日本に対し優先的に賦課しうるもの－を有する。金塊はこの請求権に充当するためにとつておかれている、と説明してよい。

(7) 第16条

アリソン公使は在中立国および旧敵国日本財産を約4千万ドルといわれたが、この数字を引用してよろしいか。
という趣旨であつた。

3. 12月3日受領した国務省の解明

上記二つの照会に対する国務省の回答覚書は12月3日外交局フィン書記官から藤崎に手交された。すでに11月18日に条約は批准を了していたので、国務省の解明は国会の審議には間に合わずただ条約実施に当つて参考となつたにすぎなかつたわけである。

国務省の解明は：

1. 10月2日付照会に対するもの（先方が10月2日付覚書というものはわが方の9月28日付照会の(2)もカバーしている。おそらくわが方の簡単なメモを外交局において10月2日付の覚書にして国務省に伝達

したものと同推察される)。

(1) 「連合国」は条約第25条に定義されているもの一だから条約批准の現状では直接回答しがたいが、条約批准がふえればシャムもイタリアも第16条に含まれることとなろう。

(2) 第17条(b)は民・刑双方に関するものである。

2. 10月3日付照会に対するもの

条約第8条(a)にいう「従前の国際連盟及び常設国際司法裁判所を終止するため行われた取極」に該当する文書をリスト・アップして提示しこれ以外にもあるならば補完方求めたに対し詳細情報を提供している。

国務省の覚書はわが方の10月3日のノートに言及しているが、同日付のノートはわが方の綴込には見当らない。回答の内容からすると、これは本調書第VI巻P.196～197で説明した8月21日付のわが方の照会(Interpretation(5))の1に該当するものである。どうしてこういうことになったかちよつと見当がつかない。

なお、10月10日付の照会に対してはついに見解の表示がなかった。

9月28日付わが方照会は付録3

10月2日付わが方照会は付録4

10月10日付わが方照会と12日の藤崎・フィン会談メモは付録5

12月3日受領した国務省の解明は付録6

に収めてある。

第 2 安全保障条約に関する合衆国側 との往復

1. 9月28日付わが方の照会—行政協定関係

9月28日付ノートは藤崎から外交局フィン書記官に手交されたもので行政協定に関連して予想される質問を掲げこれにわが方の答弁の趣旨をのべて先方の見解を求めたものである。質問と答弁の要旨は下記のとおりである。

(問一) 行政協定はいかなる事項をカバーするか。

(答) "日本国内およびその付近における合衆国軍隊の配置の条件"とは下記をふくむ。

1

2

3

4

5

(問二) 政府はこれら協定の全部または一部にたいし議会の承認を求めるつもりか。

(答) 求めるつもりでない。これらの協定を締結する権限は条約第3条によつて政府に委任されている。"行政協定"なる名称が用いられているのもそのためである。

(問三) 憲法第73条によれば内閣は条約を締結するに当つて、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経なければならない。条約第3条はこれを変更できない。条約第3条が憲法第73条を変更する趣旨だとすれば条約は違憲である。

(答) 条約の細目協定を締結する権限を行政府に委任する条約を締結することは憲法の禁止するところでない。

極秘

(問四) 前記の委任には限界があるはずである。裁判権のごとき憲法によつて人民に保障された権利は法律または条約によつて否認または制限することができない。裁判所の憲法上有する裁判権もまた毀損するをえない。行政協定は、したがつて、外国軍隊のための免除を規定すべきではないではないか。

(答) 軍隊は確立した国際法によつて外国においてある種の免除を享有することになっている。憲法第98条は「日本国の締結した条約および確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定する。したがつて免除が「確立された国際法規」の範囲内にあるかぎり行政協定で規定できる。

(問五) 憲法第83条は「国の財政を処理する権限は、国会の議決にもとづいて、これを行使しなければならない」とする。したがつて国会は憲法に違反せずしてはその権限を行政府に委任することはできない。駐屯軍のための費用に関する規定は、だから、国会の承認を必要としない行政協定に設けることはできないではないか。

(答) 問題の権限は条約第3条によつて委任されている。国会は問題の経費をふくむ予算案を審議できる。金額を変更することもできる。しかしこの支出全体を拒否またはドラスチックな変更を加えて条約自体の運用を事実上不可能にすることはできない。

2. 10月12日のわが方の照会－安全保障条約関係

安全保障条約の法的性質についてわが方は条約交渉中しばしば問題を提したがついに先方の同意をうるにいたらなかったことすでに説明したとおりである。

10月12日午後、藤崎は外交局にフィン書記官を往訪し安全保障条約の法的性質に関するわが方の見解－議会にたいする説明ぶり－を明らかにした文書を手交し先方の見解を求めた。わが方の文書は、要旨つぎのよ

極秘

うに2つの問題を提起し答弁の要旨－わが方の考え－を付記したものである。

(問一) 条約には武力攻撃の場合日本を防衛するよう合衆国を義務づける規定がない。政府の解釈いかん。

(答) 前文に明らかなように日本にたいする武力攻撃を阻止するため合衆国軍隊の日本駐在を招請し合衆国はこれに応じてその軍隊を日本に駐在させる。この招請と応諾のうちに武力攻撃の場合に合衆国がその軍隊を実際に使用するとの意味がふくまれている。事実問題として、条約による合衆国軍隊の日本駐在によつて日本は合衆国軍隊によつて防禦された地域になる。だから問題の場合合衆国は日本を防衛してくれるものと信頼してよろしい。

(問二) 日本への武力攻撃の場合に合衆国軍隊がとるべき軍事行動は法的にはいかに説明さるべきか。

(答) 国連加盟国は(1)憲章第51条にもとづく自衛権の行使と(2)国際連合の行動に参加する場合に軍事行動をとることができる。日本への武力攻撃は同時に日本駐屯合衆国軍隊への攻撃でもあるから合衆国は合衆国の自衛権を行使することになる。この場合日本は日本の自衛権を行使する。こうして合衆国と日本の間には「集团的」自衛の関係が生ずる。この関係を条約前文で明らかにしたいとの日本側提案は容れられなかった。しかし、このことは事実上の集团的自衛関係が合衆国政府にとって受諾不可能という意味ではないと思う。

これにたいしフィン書記官は：

「この条約には武力攻撃の場合日本を防衛することを米国に義務づける規定がないというのは言いすぎではないか。(藤崎からこれは質問者のセリフであると説明)第1条のmayの用法について日本側からさきに提出された意見－日本の防衛に寄与することは

willで極東の平和・安全にも使えるというのがmayの意味であろうとするのとおりでよいと思う。第1条の案文の修正の際シーボルト大使から井口次官に話されたはずだが修正の理由をのべた国務省の訓令によると朝鮮動乱のような場合に出動できるようにするためとだけあつて日本防衛の面をトーンダウンするようなことはいつていない。(藤崎からさきに提出したわが方見解をコンファームしてもらえばいばんいいと思うが、コンファメーションをもらえないので一步退却した形でわが見解がのべてあると説明)第4条の規定を立論の一つの根拠として引用してはどうか。また、米国憲法上用兵の権限は議会にあるため北大西洋条約の場合にも朝鮮動乱の場合にも非常に問題になった。オーストラリア・ニュー・ジーランドとの条約でもフィリピンとの条約でも案文の辞句に注意が払われたというところから、米国は正面からのコミットメントができないのであろうという説明をしたらどうであらうか。(藤崎はこの点に同感の意を表明)」

との趣旨をのべた。

この会談の結果を取りいれて事務当局は、15日に「安全保障条約の法的性質について」を作成して国会審議に備えた。この文書に掲げられた(問一)および(問二)にたいする答弁の趣旨は下記のとおりである。

(問一)にたいする答弁趣旨

「前文に明らかなように、日本国への武力攻撃を阻止するために日本国内およびその附近に合衆国の軍隊を維持するよう招請したことに基づいて、合衆国はその軍隊を維持する。合衆国が招請を受諾することのうちに、武力攻撃の場合に合衆国がその軍隊を実際に使用するとの意味が含まれているわけである。

また、条約第四条は、この条約は、日本区域における国際の平和

と安全の維持のため充分な定をする国際連合その他による措置ができるまで効力を有することになっている。これは、この条約の目的が日本区域における平和と安全を確保するにあることを意味する。日本にたいする武力攻撃を放置して日本区域の平和と安全を確保できるわけがないことは、いうまでもない。

一般に、集団的安全保障取極において、一の締結国が第三国から攻撃をうけた場合に他の締約国が絶対的、自動的に武力をもって援助すべきことを定めることは、ほとんどない。現在最も本格的な集団的安全保障取極である北大西洋条約においても、このような場合、各締約国が「兵力の使用を含めてその必要と認める行動」を執ることによつて援助することになっている。また、最近、米国とオーストラリアおよびニュー・ジーランド、米国とフィリピンの間に署名された相互援助条約でも、各国がその「憲法上の手続にしたがつて共通の危険に対処するように行動することを宣言する」と定めている。すなわち、一方が他方の安全を保障するために必ず兵力を使用しなければならぬという趣旨にはなっていない。これは、各国の憲法規定との関係あることであると考えられる。米国でも、用兵の権は、大統領にあるか、議会にあるかが問題になっているので、この議会の権限にふれるような国際約束をするわけにはいかない。

いずれにしても、この条約にもとづいて、米国軍が日本に駐屯することになれば、日本は、米国軍によつて防衛される地域に事実上なるわけであるから、日本にたいする武力攻撃の場合米国が日本を防衛してくれることは、確信をもつて期待できるわけである。」

(問二)にたいする答弁趣旨

「国際連合加盟国は、次の2の場合に限つて軍事行動をとることができる。(1)憲章第五十一条にもとづく自衛権の行使としての場合および(2)国際連合の行動としての場合である。国際連合の行動にも

とづかない軍事行動は、自衛権の行使の場合に限って許される。日本への武力攻撃は、同時に日本に駐とんする合衆国軍隊への攻撃でもあるから、合衆国は、合衆国の自衛権を行使することになる。米国とオーストラリアおよびニュー・ジーランド間の相互防衛条約および米比間の相互防衛条約の第五条では、太平洋における米国の軍隊にたいする武力攻撃が米国にたいする武力攻撃と認められていることに留意すべきである。日本もその自衛権を行使する。このようにして、合衆国と日本との間に集団的自衛の関係が實際上生じるわけである。」

9月28日フィン書記官に手交した安全保障条約に関するわが方の照会は、付録 7

10月12日フィン書記官に手交した安全保障条約の法的性格に関するわが方の照会は、付録 8

同日のフィン・藤崎会談メモは、付録 9

「安全保障条約の法的性格について」(1951・10・15)は、付録10に収めてある。

第 3 安全保障条約に関する対議会説明の準備

9月20日、藤崎は「サンフランシスコ会議の解説」一本調査Ⅶ巻に収録してある。会議から帰国後一般啓発用に作成し頒布したものの一の安全保障条約に関係する部分と結びの部分にたいし外交局の意見をきくためフィン書記官を往訪した。その際、用談を終えた兩人は安全保障条約の議会審議の見通しについて雑談を交わした。先方の国会審議は難航するだろうかとの問いに藤崎は「衆議院では絶対多数を制しているから問題ないとして参議院が面倒であろう」と答え、問題点はどこかの問いには「条約が簡単にすぎ行政協定がまだできていない点。なにもい

えないというのではなかなか満足すまい」と答えた。これにたいし先方は「従来どおりまだ決まっていないのだからいえない」で通したらいではないかとの意見をのべた。藤崎は「事実そのとおりであるけれども、今回は条約を承認してもらわねばならないから少なくともどんなことが協定で決められるかぐらいはいわなければなるまい。どういうラインで答弁するか貴方とコーディネートして準備したい」旨を答えた。

なお、この席で藤崎から行政協定交渉のためワシントンから係官が来日するようなことはないのかと質問したにたいしフィン書記官は「近くこつちから大がかりの一団がワシントンに行くことになっている。行政協定についてはワシントン・東京・国務・国防4者間に意見が一致しておらずbig fightが行われようとしているところだ」と打ち明けた。

藤崎・フィン会談にうかがえるような趣旨で事務当局はフィン書記官と連絡をとりつつ行政協定に関する議会答弁資料として10月6日「日米安全保障条約の行政協定に関する説明」を作成した。

「説明」は「経緯」と「内容」の2部から成っている。ここには「内容」の要旨だけを掲げておく。

「本年春の会談で、触れられた諸点とその構想の大様は、

(a) 行政協定の観念

日本側は、安全保障条約に米国軍隊の駐屯の条件のうち主要な事項について原則規定を設け条約の実施に必要な細目は共同委員会を設けて協議作成させる考案をのべた。米国側は、駐屯の条件を決定するがごとき広い権限を委員会に与えることは好ましくないとし、駐屯の条件は政府間の行政協定で定め共同委員会は条約と行政協定の実施に当つての連絡協議機関たらしむることを希望した。ここから、行政協定の観念が生れた。

(b) 兵力量

極秘

日本に駐屯すべき米国の陸・海・空三軍の兵力量は、意見交換の題目となつたことがない。日本側は、これは、主として、米国政府が米国の国家の安全と平和の維持にたいするその責任と日米安全保障条約の責務の見地から自ら決定すべき米国軍の配置の問題であると考える。日本政府が、要請に応じ、又は、自発的に見解を述べることはありうるかも知れないが、事の決定は米国政府においてなすべきものとする。

(c) 便益の供与

米国が武力攻撃にたいして日本を防衛するために日本の希望に応じて日本国内および附近にその軍隊を駐屯させる以上、日本側で便益を供与するのは、当然である。現実問題として、米国軍は現に占領軍として日本にあつて日本から土地・建設物・その他諸般の役務の提供を受けている。平和条約が発効して占領が終了すると同時に米国軍は安全保障条約にしたがつて日本に駐屯する軍隊に性格を一変する。現に提供されている土地・建設物・その他の便益がそのまま引きつづき提供されることはない。いかなる便益を提供すべきかは、行政協定において協議して定めようということになっている。政府としては、予算その他の関係があるので、なるべく早く協議を開始して具体案をえたいと希望しているが、米国側で準備がととのわず、まだ話し合は行われていない。

(d) 基地

安全保障条約の結果として米国に基地を提供することは、話題にのぼつたことがない。基地とは、一定の土地の範囲を画して年限を定めて軍事目的に使用しようとする管轄権(ジュリスディクション)を外国政府に与えるものである。かようなものを設定することは、両政府間で問題とされたことはない。安全保障条約は、日本にたいする武力攻撃を阻止するためと極東の平和と安全の維持のため米国軍

極秘

が駐屯することになっていて、日本はこの軍隊の駐屯に便益を供するものである。北大西洋条約にもとづいて米国軍隊が西欧諸国に派遣されているのに似た関係である。安全保障条約は基地供与条約ではない。

(e) 経費

米国軍の日本駐屯に伴う経費をいかに両国間に分担すべきかについては、米国側からだいたい現在英国に駐屯している米国空軍の例によりたいとの話をきいておる。説明によると、英国側がその負担で提供する特定の費目を除き、原則として米国の負担となつておることである。

(f) 権能

駐屯する軍隊が起居し、または、使用する土地建設物を自ら管理しうることはいうまでもない。また、駐屯する軍隊がその使命を達成するため必要な施設や建造を自らなしうるようにすることも必要である。これらも行政協定で明らかにする必要がある。

(g) 特権免除

条約にもとづいて一国の軍隊が外国にあるとき、その軍隊が特権を享有することは、国際法の通念である。国際法で、当然、他国にあつて特権を享有するものは、元首・外務大臣・軍隊・外交官・国際機関の職員・領事官(ただし、後の二者は条約に根拠をもち、その他は国際法上の確立した慣行にもとづく点で相違がある)である。安全保障条約にもとづいて日本に駐屯する米国軍が特権を享有すべきは、理の当然であつて、条約に規定せずともそうあるべきである。特権は、裁判権・課税・警察等によぶ。もつとも、国際法の慣行も具体的に微細にわたつて確立しておるわけではないから、協定において明確に準則を定めておくことが、実際上の紛糾を避ける意味において望ましいと考える。行政協定で規定する方針であるけれども、ま

だ、じゅうぶんに意見の交換を行っていない。これらの特権は属人的である。また、現在の占領下では、占領軍が日本人にたいして裁判権をおよぼし、その警察権をおよぼすことがあるが、さようなことは将来はないであろう。

(h) 救済

占領下では、占領軍またはその構成員の行為や事故によつて生命財産上の損害をうけた日本人に対する救恤の不十分が問題とされた。占領軍に救恤の責任なく、すべて日本政府の行政的救済にまかされていて、日本の財政上じゅうぶんの補償が与えられない事情があつたからである。安全保障条約のもとでは、事態を改善する必要がある点を日本側でとりあげた。米国側は、自分の方で救恤の責に当ることに異存なく救恤事務の敏速な運営のため日本側の協力を希望するとの意向を表明している。

(i) 共同委員会

条約と行政協定の実施に当つて両国間の連絡協議機関として双方同数の委員から成る委員会を設ける考案は、双方で有用性を認めている。

(j) 行政協定の公表

行政協定は、米国軍隊の駐屯に関する条件を定めるものだから、そのうちには事の性質上公表に適しないものがありうる。そうでないかぎり原則として適當の機会に公表した方がいいというのが双方の見解である。」

1951年9月20日藤崎・フィン会談メモは付録11として、また、フィン書記官と連絡しつつ作成した行政協定に関する対議会用説明(10月6日付)およびその英文は付録12として収録してある。

第 4 行政協定の内容に関する三木 (武夫)委員の質問にたいする総 理の答弁方針に関する打合せ

平和条約および安全保障条約審議のための第十二回国会は、1951年10月11日開会し11月30日閉会した。

両院は、両条約の審議のため特別委員会を設けた。衆議院特別委員会の委員長は田中萬逸委員。参議院特別委員会の委員長大隈信幸委員。

本会議および特別委の議事は、既述のごとく本調書の範囲外においてあるので、ここではいつさいふれない。ただ、10月25日午後の衆議院特別委員会における三木(武夫)委員の安全保障条約の内容に関する質問は、さきに説明したように事務局として議会にたいする答弁ぶりにつきかねて苦慮した諸点にふれるものであつて総理の答弁については事務局から岡崎内閣官房長官に原案を提出し長官においてシーボルト大使と相談して取りまとめられたものであるので、とくに下に掲記しておくこととする。

答弁方針に付記してある「原案」は、当時、条約局で作成して内閣官房長官に提出したものであつて事務局の考えを知ることができると同時に長官・大使相談の結果、それがどう変つたかがうかがえてはなはだ興味がある。(答弁方針の英文は付録13に収めてある。)

記

1. 米軍出動の判定について

米国が日本にある米国軍を極東平和維持のため出動させるような場合には日本側と最も緊密な連絡の下になされるものと考える。

「原案」日本にある米国軍隊は、日本の防衛のためにおかれていものだから、米国が日本国外にこれを出動させる場合には、当然日本側に相談があることと思う。米国は国連加盟国であるから米国軍が出動するのは、国連のための行動としてである。日本も、また、平和

条約第5条の結果国際連合の行動に協力すべき立場に立つので、日本にある米国軍の国外出動については、この関係からも、事前に連絡協議があるものとする。

2. 経費分担について

米国軍の駐屯にともなう経費をどう両国間に分担するかについては、まだ話がなにもすすんでいない。日本として国を防衛してもらうのであるから、応分の負担をなすべきは当然と考えるが、これには財政の現状からくる制約のあることもまた自明の理である。「原案」どおり。

3. 基地の設定について

日本が米国に所謂基地を提供することは、話題にのぼったことがない。基地とは、一定の土地の範囲を画して年限を定めて軍事目的に使用しようとする管轄権を外国政府に与えるものであるが、かかるものを設定することは、両政府間で考慮されたことはない。ただし、駐屯する軍隊が起居し、または使用する土地・建設物を自ら管理(コントロール)しうることはいうまでもない。

「原案」では冒頭の「基地」の前に「所謂」なる文字がない。

4. 米軍特権の限度について

外国にある一国の元首・外務大臣・外交官・領事官および条約にもとづいて外国にある軍隊が特権を享有することは、国際法の通念である。したがって、日米条約にもとづいて日本に駐屯する米国軍が特権を享有するのは当然のことであって、条約に規定がなくてもそうあるべきものである。しかし国際法の慣行も具体的に、細部にわたって確立しておるわけではないから、協定で準則を明確にしておくことが実際上望ましいと考えておる。けれども、まだ十分に意見の交換を行っていない。

「原案」に冒頭の「外国にある一国の元首・外務大臣・外交官・領事官および」の字句がくわえられただけである。

5. 行政協定実施の機関について

協定の実施のため両国間の連絡協議機関として委員会のようなものを設ける場合には双方から同数の委員がでることと思う。

「原案」協定の実施に当って両国間の連絡協議機関として、双方同数の委員からなる委員会のごときものを設けることは、双方において有用性を認めただけでも、具体的にないにも決定していない。

総理は議場でどういう答弁をされたか？はなはだ興味があることがらなので、国会議事録から引用してここに紹介する。

1.にたいし

「…この行政協定は、今日におきましてはまだ結論に達しておりません。この協定はいかにも重大であるようにいわれますが、政府の見るところでは、そう重大問題とは考えておりません。しかしそれは見方があります。それでいかなる場合に日本以外に出動するか、これはそのときの状況によるものであつて、これは日米の間の話合いの結果出動すべきである。日本政府も同意すれば、そういう事態もおこるのでありましようが、いかなる事態にということをごここで架空の問題として原則をきめるということは、これはできないことではないかと思ひます」

(三木委員の総理の答弁は「安保条約の国外にたいする発動は日米の完全なる同意のもとに行われる」という意味と解釈していいか、との追質問にたいし)

「同意というか、協議の結果結論に到達するということと考えております。」

2.にたいし

「日本の治安を守るために、日本の安全保障のために、外国－米国軍

の駐留を希望いたしておるのでありますから、日本国としても日本国相応の、その事態に相応するだけの分担をするのが、これは日本国民の名誉といえますか、自負心からいたしましても、いたすべきであると思います。しかしながら、今のところは何等の話はしておりません。話がそこまで及んでおりません。」

3.にたいし

「基地設定という考え方は今日毛頭ございません。しかしながら米国軍が駐留する場合には、どこに設営するかという問題が自然おこつてくると思いますが、しからばどの地点かということは、まだ具体的には話しておりません」

（三木委員から「基地」という言葉は条約のなかにもあるのだから「基地」は考えていない軍隊の「配備」だけだというのは考えちがいはないかと再質問があつたにたいし）

「言葉じりをいいますが、基地という考えをもつておりません。しかしながら設営その他の問題は自然おこると思いますが、その場合には御希望のとおりなるべくとりはからいたいと思つております」

（三木委員から再度の反問があつて条約局長から政府のいう「基地」の概念について補足説明した）。

4.にたいし

「そういう問題は、いままで話合いになつておりませんが、しかしお話のようなことになるであろうと思います」

5.にたいし

「新聞にいろいろ出てるかもしれませんが、しかし今日われわれの話合いのところでは、こういうものをつくつたらどうか、ああいうものをつくつたらどうかという話をしたことはありますが、確定したものはまだ話合いができておりません。したがって権限等についてはなんらきまつたものがないのであります」

（三木委員から交渉にのぞむ政府の方針につき総理の所信が承りたいとの再質問にたいし）

「それは対等にいたすつもりであります。しかしながら今日のところ、具体的に委員会を設けるとか、人事をどうするかというようなことはきまつておらないから、きまつておらないと申すのであります」

（三木委員から機関が設けられる場合その機構・人事・権限等は議会の承認を求むべきではないかと再質問にたいし）

「これはその委員会なるものの構成がいよいよ具体的になつたときにお答えをいたします。仮定の問題についてはお答えしない」

行政協定に関する三木・総理間の応酬は、上記のほか重要な論点にふれ今日よみかえしてもなお興味を感じさせられるものがある。国会議事録について詳細御承知ありたい。